

○下呂市医師確保奨学資金条例

平成19年3月27日条例第2号

改正

平成22年9月17日条例第55号

下呂市医師確保奨学資金条例

(目的)

第1条 この条例は、将来医師として市立の医療機関において従事する意志がある者に対し、奨学資金等を貸与することにより、地域医療における医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 大学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第62条に規定する大学院を除く。)の医学を履修する課程に在学する者をいう。
- (2) 研修医 臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。)又は専門研修(医師の専門性に関する研修のうち、地域医療に従事するためのものをいう。)を受けている医師をいう。
- (3) 指定医療機関 市が設置した公的医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関をいう。)

(貸与対象者)

第3条 貸与対象者及び資金の種類は、次の各号に掲げる者であつて、将来医師として指定医療機関の業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金(以下「奨学資金」という。)を貸与する。

- (1) 大学生 大学生奨学資金
- (2) 研修医 研修資金

(貸与金額)

第4条 奨学資金の貸与金額は、規則で定める。

(貸与の申請)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請書を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 申請者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸与の決定）

第7条 市長は、第5条の申請書を受理したときは、速やかに貸与の適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

（貸与の休止及び停止）

第8条 市長は、被貸与者が大学の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は臨床研修若しくは専門研修を中断することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、奨学資金の貸与を休止するものとする。

2 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から奨学資金の貸与を停止するものとする。

（1）死亡したとき。

（2）大学の課程を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。

（3）心身の故障のため、大学の課程の履修又は臨床研修若しくは専門研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（4）奨学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

（5）偽りその他不正の手段により奨学資金の貸与を受けたとき。

（6）前各号に掲げるもののほか、奨学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（償還の免除）

第9条 市長は、被貸与者が奨学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）、指定医療機関に従事した場合、奨学資金の償還を免除する。ただし、必要勤務期間が3年に満たないときは、これを3年とする。

（償還の裁量免除）

第10条 前条に規定する場合を除くほか、市長は、被貸与者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、奨学資金の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

（償還）

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長から償還請求を受けた日の翌日から償還完了の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年7.3パーセントの割合で

計算した利息を加えた額を市長の定める日（以下「償還期日」という。）までに一括して償還しなければならない。

- (1) 第8条第2項の規定により奨学資金の貸与を停止されたとき。
- (2) 第9条の規定による償還免除の条件を満たさないと認められるとき。ただし、第10条の規定により償還の裁量免除を受けた場合を除く。

2 前項に該当する者が、正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(償還の猶予)

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、貸与を受けた奨学資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 第8条第2項第4号の規定により大学生奨学資金の貸与を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 疾病、災害その他やむを得ない理由により奨学資金の償還及び利息の支払が困難であると認められるとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月17日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に貸与を受けた者については、なお、従前の例による。